

宮崎市生目台地区交流センター及び生目台公園テニスコート

指定管理に係る「事業提案概要書」

生目台地域まちづくり推進委員会

【指定管理を受けるにあたって】

生目台地域まちづくり推進委員会（以下「本会」という）は生目台地域の活動組織として、地域の各団体及び地域住民の協力を得て自らが住みよい地域社会を築くことを目的として各種事業を実施しています。

本会が宮崎市生目台地区交流センターの指定管理を受けることは、現在同センターが実施しているさまざまな業務に、本会が築いてきたネットワークを活かし地域住民のニーズを把握することにより幅広く宮崎市民の利用促進に繋がるとともに、本会が目指す生目台地域の将来像である「住む人みんなにやさしい生目台」の実現に向けた課題解決に大きく寄与すると期待されます。

（1）基本方針

- ① 地域の誰もが気軽に訪れ、くつろぎ、交流できる施設を目指します。
- ② 高齢化が急速に進んでいる地域であるので、高齢者が生きがいを感じられるような心休まる場所を提供するとともに、子供達にとっても安心して過ごせる場所になるよう努めます。
- ③ 自治会や各種団体等と連携し、地域住民の交流促進や地域の連帯感が生まれるような運営に努めます。
- ④ 地域住民が望む学びや趣味を楽しむ場所を提供することにより、地域の主体的な活動を支援します。
- ⑤ 利用者アンケートや地域団体との意見交換会を開催し、常に多様で変化するニーズの把握に努めながら柔軟な運営を目指します。
- ⑥ 市に対し適切な業務報告を行うほか、担当部署との緊急時を含む連絡体制の確立を図ります。
- ⑦ 市が開催する交流センター職員の研修会に参加し、運営スタッフのスキル向上に努めます。

（2）市民の平等な利用の確保

- ① 宮崎市が定める施設使用基準を順守し、公平な利用受付、貸出し、利用者の支援を実施します。
- ② 高齢者や障がい者の方でも安心して施設が利用できるよう努めます。
- ③ 施設利用に関する情報は常に施設内の掲示板に掲載するとともに、主催講座やイベント事業の広報にも努め平等な受付を実施します。

(3) 要望・意見・苦情への対応

- ①積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、気軽に相談できる雰囲気を醸成するとともに「目安箱」を設置するなど要望・意見を出しやすい環境づくりに努めます。
- ②苦情に対しては申し出者の心情を理解してよく話を聴き、誠意をもって解決にあたります。また、苦情内容は全職員で情報を共有するとともに、原因・解決法を一体となって考え、再発することがないように対策を講じます。
- ③要望・意見・苦情により改善した事項は施設内掲示板などで公表していきます

(4) 利用者サービスの向上に向けて

- ①スタッフ全員が利用者と明るく丁寧なコミュニケーションが出来るよう教育を行います。
- ②施設利用者へのアンケート調査等を行い、利用にあたっての課題や要望等の把握に努め、利用しやすい環境づくりを行います。
- ③施設利用にあたっての有用な情報提供を積極的に行います。

(5) 利用者の増加を図るための取り組みについて

- ①地域住民のニーズを調査し、幅広い世代に向けての講座やイベントを開催することを目標に掲げ、幅広い世代が施設に集まるよう取り組みます。
- ②自治会や各種地域団体、学校等との連携強化を図り、地域ぐるみで活動できるよう努めます。
- ③利用者会議の開催やアイデア募集、ボランティアスタッフの導入などについて検討し、利用者参加型運営にも努めます。
- ④講座やイベント、利用案内などを回覧板や学校配布文書なども活用し積極的な情報提供に努めます。

(6) 施設の設置目的の理解と課題の認識

- ①交流、地域活動及び生涯学習の拠点として子供から大人まで幅広い世代の住民に利用してもらえるよう、交流センターに集まるような仕掛けを作るとともにイベントなどの情報を毎月わかりやすい形で発信します。
- ②災害時における避難場所として、いざという時に機能を十分に提供できるよう、自治会をはじめ各種団体と連携した避難訓練を毎年実施します。
- ③人口減少、少子高齢化の進展により生目台地区においても自治会員の高齢化、空き家の増加など暮らしへの影響がさまざまな場面で表面化しています。さらには社会環境の変化に伴い、多様性が高まり、時代が個への流れと進む中地域での人と人とのつながりは希薄化してきています。こうした課題を踏まえ、地域住民が少しでも繋がり、交流し、安全・安心で生きがいを感じられるような生活をサポートできるよう、多様なニーズにきめ細かく対応した施設運営を目指していきます。

(7) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮するために

- ①施設の居室別の利用状況を踏まえ、活用方法の見直しを行いながらより効率的な運用に努めます。
- ②地域住民等が製作した様々な作品や生産物を自由に展示・販売できる仕掛けとしてロビーの壁面にボックスを設置し住民同士の交流促進を図ります。
- ③地域住民の防災意識の醸成につながるような取り組みを行い、緊急避難場所としての機能の充実に努めます。
- ④災害時において交流センターが避難所として開設される場合は、災害対策本部の指示のもと配置される避難所配備職員と連携し、避難所運営に協力します。
- ⑤施設内に保管されている各種団体の防災資器材の見える化（リストアップ、データ整理等）を行い、避難所開設時に有効かつ円滑に利用できるよう備えます。

(8) 自主事業の実施について

- ①本会は自治会をはじめ地域の学校・各種団体とネットワークを構築し相互に連携しながら地域づくりを推進しています。
- ②生目台地区の自治会加入率は８８％と高く本会の広報誌も自治会を通じて毎月各戸配布しておりほとんどの家庭に届く状況にあります。
- ③このような環境を活かして地域住民のニーズを把握しながら、利用者にとって魅力的な事業を実施していきます。

(9) 災害や不審人物などの対応などの危機管理について

- ①地震、火災が発生した場合は館内放送を行うとともに職員による誘導により来館者の安全確保を図ります。
- ②火災発生時には防火管理組織に基づく通報、消火活動を行うとともに消防車両駐車位置の確保、消防車両到着後の付近警備をおこないます。
- ③地震発生時には落下、転倒物の確認と現場の保護を行い必要に応じて避難所開設へ向けて市が開設する避難所配備職員と協力して取り組みます。
- ④不審者を発見した場合は状況を確認し必要に応じて警察に通報します。
- ⑤不審者の状況に応じて、当該者を保護する一方、危害を加える可能性がある場合は来館者及び職員の安全を確保するための措置を講じます。
- ⑥設備の故障や不具合を発見した場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、来館者及び職員に対しその旨を周知します。
- ⑦設備事故の状況を市に報告し当該設備の機能及び性能等の回復を図ります。

(10) 申請者の安定性、信頼性について

- ①本会は平成２２年に発足し、これまで約１５年にわたり生目台地域におけるまちづくり活動を担ってきました。
- ②本会は「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」第７条に基づき地域まちづくり推進委員会として市長から認定を受けた公益性の高い団体です。